

法定相続人の方が
「遺言書保管事実証明書」を請求されるときに
必要な書類についてご案内します。

① 遺言者の死亡日は「令和2年7月10日以降」ですか。

はい ↓

②に進んでください。

いいえ ↓

自筆証書遺言書保管制度開始前
のため、交付することができま
せん。

② 「法定相続情報一覧図」の写しを持っていますか。

はい ↓

必要な書類は、次のとおりです。

いいえ ↓

③に進んでください。

「一覧図」に相続人の住所の記載がある場合の【必要書類等】

- 法定相続情報一覧図
- 法定代理人が請求する場合
→ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）
- 遺言書保管事実証明書交付請求書
- 請求人の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）
- 手数料（1通につき800円）

「一覧図」に相続人の住所の記載がない場合は



上記必要書類のほか、請求人の住民票の写し

③ 請求のために必要な書類は、次のとおりです。

↓
【必要書類等】

- 遺言者の死亡の事実を確認できる戸（除）籍謄本又は住民票の除票の写し
- 相続人又は数次相続人であることを確認できる戸籍謄本
- 請求人の住民票の写し
- 法定代理人が請求する場合
→ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）
- 遺言書保管事実証明書交付請求書
- 【窓口請求の場合】
- 請求人の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）
- 手数料（1通につき800円）

(参考) 請求先及び請求書作成の注意事項です(請求前にチェック願います)。

1 請求先の法務局及び請求方法は、次のとおりです。

請求先：全国の遺言書保管所(法務局) 請求方法：窓口又は郵送

2 請求書は、記入すべき事項を全て記入していますか。

また、該当する口にはし印を記入していますか。

3 記載事項の訂正、加入、削除の方法は、以下のとおり。

(訂正した文字は読むことができる状態で残していますか。欄外に訂正した旨の記載、訂正箇所を押印は不要です。)

訂正 …二重線を引いて正しい文字を記入する。

削除 …二重線を引く。

加入 …文字と文字の間に 「  (波カッコ) 」を使う。

4 両面・拡大・縮小印刷をしていませんか。

その他

1 添付書類の原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨の記載及び「記名」をした、コピーと原本を提出してください。

2 郵送で請求する場合は、請求人の住所を記載した返信用封筒、切手を同封してください。



遺言書ほかんガルー